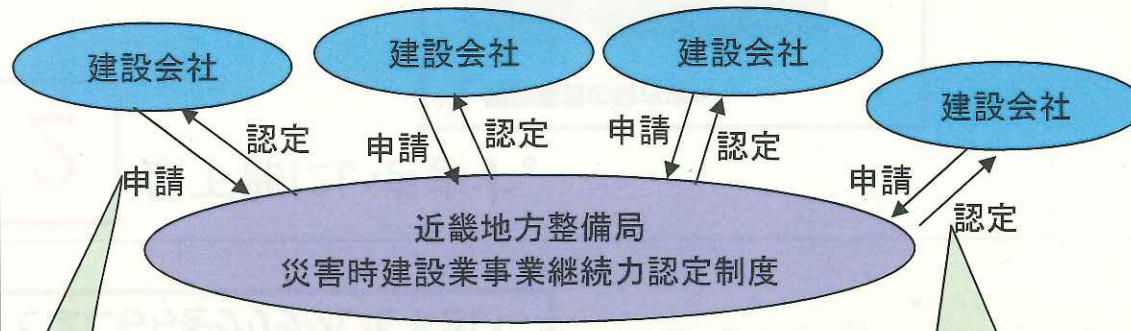


災害時建設業事業継続力(BCP)認定制度の概要

【災害時建設業事業継続力認定制度】

- ・建設会社が備えている基礎的事業継続力を近畿地方整備局が評価、適合した建設会社に対して認定証発行(2~3年間有効)
- ・建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害時の減災、早期復旧を図る
- ・近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を図る



- ・建設業のBCP (最低限の基礎的継続力)
- ・災害時の地域貢献

- ・基礎的継続力の保有
 - ・災害時の地域への貢献
- 新規2年間
更新3年間認定
↓
入札時にインセンティブ

- ・建設業事業継続計画の普及促進 → 地域防災力の向上
- ・災害時に強い近畿地方の建設業 → 企業力の向上
- ・災害時の迅速な復旧・復興へ体制 → 地域・社会貢献

○一般競争入札の総合評価においてインセンティブ
「企業の施工能力」において加点(1点)

【申請・認定の対象】 下記①②③の全てを満たす会社

- ①建設業法に基づく許可を受けている。
- ②本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にある。
- ③近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている会社。

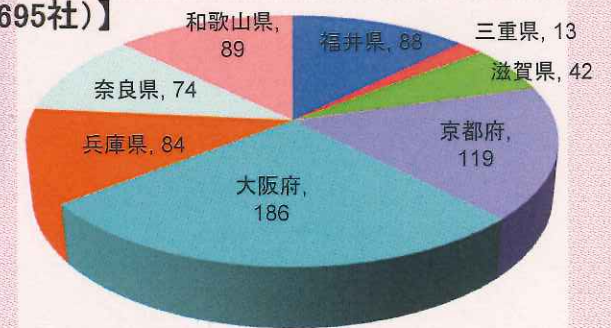
【申込みに必要な書類】

- ・申込様式、審査書類(継続計画書)、返信用封筒
- ※詳細は、近畿地方整備局のHP(建設業BCP)参照
https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

【留意事項】

- ・更新の申し込みにおいては、訓練実施評価または実災害に基づく計画書の改善についての記載内容も確認し、審査の結果、非認定となる場合があります。

【これまでの認定実績(695社)】



■これまでに695社認定済(平成31年度は、新規30社、更新47社)

■令和2年度申込み期間 第1回目【令和2年5月15日~令和2年7月16日】 ※第2回目は年末予定

■ 申し込みに必要な書類は近畿地方整備局のホームページから入手できます
https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

1



このバーナーを
クリックして下さい

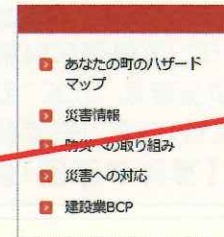
(参考)出前講座の申込についてはこちらをクリックして下さい

2

最下部にいきます。



このバーナーを
クリックして下さい



▲ ページの上部へ



国土交通省 近畿地方整備局

管内各事務所

リンク集

利用規約/免責事項/著作権

サイトマップ

プライバシーポリシー

ウェブアクセシビリティ